

2024年4月26日

組織討議資料

共済本部

# 2024年度 事業推進方針・実行計画（案）

自治労共済推進本部

# <目次>

I. 取り組みにあたっての基本姿勢 .....	1
II. 2024年度の事業推進方針・実行計画 .....	1
1. 事業目標達成にむけた取り組みと各種共済制度の推進 .....	1
(1) 事業目標達成にむけた取り組み .....	1
(2) 各種共済制度の推進 .....	2
2. 事業推進体制の強化・確立 .....	7
(1) 自治労本部と自治労共済推進本部の共同推進の取り組み .....	7
(2) 自治労県本部と県支部の共同推進の取り組み .....	8
(3) 各県推進本部と県支部の共同推進の取り組み .....	9
(4) 単組の推進支援・単組の推進力強化の取り組み .....	10
3. 共済推進活動の展開 .....	11
(1) 新規採用者対策・若年層対策 .....	11
(2) 未加入者対策・既加入者対策 .....	12
(3) 退職者対策・契約流出防止対策 .....	13
(4) 会計年度任用職員等職員対策 .....	13
(5) 継続募集・スポット募集の取り組み .....	14
(6) 加入拡大モデル単組の取り組み .....	15
(7) 産別統合労組の共済統合の取り組み .....	15
4. 自治労共済推進本部（共済本部・県支部）における推進強化の取り組み .....	15

※ ここでは、こくみん共済 coop（全労済）の各県の推進本部を「県推進本部」と表記します。

## 自治労共済推進本部 2024 年度 事業推進方針・実行計画

### I. 取り組みにあたっての基本姿勢

1. 加入拡大と事業目標の達成を通じて組合員利益をさらに拡大し、じちろう共済制度の求心力を組織強化・組織拡大につなげるため、自治労と一体となって事業推進活動に取り組みます。
2. 団体生命共済については、「組合と共済の同時加入」の取り組みを強化するとともに、継続募集時の推進に一層集中し、家族を含む新規加入の拡大と解約の防止に取り組みます。また、退職者団体生命共済への対象者全員移行をめざします。
3. 全単組において、「新たな共済推進方針」に基づき、「新たな共済推進マニュアル」に沿った共済推進運動が力強く展開され、共済推進のサイクルが運動のサイクルとともに確立されることをめざし、単組執行部に対する働きかけを強化します。
4. 単組の共済推進運動を強化するため、対面活動の充実をはかるとともに、コロナ禍の経験で蓄積された動画コンテンツやオンラインによる推進手法を積極的に活用します。

### II. 2024 年度の事業推進方針・実行計画

#### 1. 事業目標達成にむけた取り組みと各種共済制度の推進

##### (1) 事業目標達成にむけた取り組み

事業推進方針	実行計画										
① 事業目標の達成により、組合員利益のさらなる拡大をめざします。 ② 上記を超える目標達成に向け、2023 年度の事業実績（予定付加掛金 10,219,488,000 円）の維持・拡大をめざします。	ア 各事業目標※の達成状況を毎月確認し、必要な追加対策などを検討・実行します。年度末時点の到達目標は、次の通りです。 <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%;"> <tbody> <tr> <td>受入共済掛金</td> <td style="text-align: right;">60,317,772,000 円</td> </tr> <tr> <td>予定付加掛金</td> <td style="text-align: right;">9,986,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>保有総件数</td> <td style="text-align: right;">2,387,549 件</td> </tr> <tr> <td>保有総口数</td> <td style="text-align: right;">269,582,680 口</td> </tr> <tr> <td>新契約総件数</td> <td style="text-align: right;">146,286 件</td> </tr> </tbody> </table> ※ 各事業目標は、第 1 次事業目標の設定（4 月末）から第 2 次事業目標の設定（7 月下旬）にかけて精緻化していきます。	受入共済掛金	60,317,772,000 円	予定付加掛金	9,986,000,000 円	保有総件数	2,387,549 件	保有総口数	269,582,680 口	新契約総件数	146,286 件
受入共済掛金	60,317,772,000 円										
予定付加掛金	9,986,000,000 円										
保有総件数	2,387,549 件										
保有総口数	269,582,680 口										
新契約総件数	146,286 件										
	イ 事業目標の達成に寄与した県を総代会・組合員代表者会議等の場で表彰します。										

(2) 各種共済制度の推進

事業推進方針	実行計画								
<p>【総合共済】</p> <p>① 全単組・全組合員加入に取り組みます。</p>	<p>ア 新契約と保有契約の年度末時点の到達目標を次の通り設定します。</p> <table border="1" data-bbox="1189 331 1818 421"> <tr> <td>新契約</td> <td>36,238 件</td> </tr> <tr> <td>保有契約</td> <td>754,951 件</td> </tr> </table> <p>イ 総合共済未取り組み単組に対し、あらためてじちろう共済運動に取り組む意義とじちろう共済制度の優位性を訴求し、取り組み開始にむけた具体的な協議を進めます。</p> <p>ウ 総合共済未取り組みの産別統合労組に対しては、産別統合時の自治労本部の方針を踏まえ、協議を進められる単組から協議を進めます。</p>	新契約	36,238 件	保有契約	754,951 件				
新契約	36,238 件								
保有契約	754,951 件								
<p>【団体生命共済・退職者団体生命共済】</p> <p>① 「組合と共済の同時加入」の取り組みを強化するとともに、継続募集時の推進に一層集中し、家族を含む新規加入の拡大と解約の防止に取り組みます。</p> <p>② 団体生命共済を保障のメイン化とする取り組みを進め、年齢層や世帯構成、ライフステージに応じた推進を強化するとともに、家族加入の拡大をはかります。</p> <p>③ キャンペーン等を活用して組合員との接点を増やし、すべての年齢層への推進を強化します。</p> <p>④ グループ保険が組合員利益と単組の結集力を損なっている実態があることを執行部全体で確認した上で、推進に取り組みます。</p> <p>⑤ 退職者団体生命共済への対象者全員移行をめざします。</p> <p>⑥ 自治労が「新たな共済推進方針」で掲げた 2026 年度保有件数目標の達成にむけ、本部共済推進委員会・県本部共済推進委員会において状況を共有化し、具体的な対策を講じます。</p> <p>⑦ 上記取り組みを通じ、保有件数と口数の持続的な増加をめざします。</p>	<p>ア 新契約と保有契約の年度末時点の到達目標を次の通り設定します。</p> <p>&lt;団体生命共済（現職組合員制度）&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1189 756 1818 845"> <tr> <td>新契約</td> <td>12,441 件</td> </tr> <tr> <td>保有契約</td> <td>277,396 件</td> </tr> </table> <p>&lt;退職者団体生命共済&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1189 927 1818 1016"> <tr> <td>新契約</td> <td>7,063 件</td> </tr> <tr> <td>保有契約</td> <td>22,052 件</td> </tr> </table> <p>イ 新規採用者には、「組合と共済の同時加入」(5月発効)をめざした説明会等を実施し、申込書の早期全員回収を追求します。</p> <p>ウ 申込書の早期全員回収にむけ、単組・県本部・県支部・県推進本部が一体となり、積極的に新規採用者へのアプローチを行います。</p> <p>エ 新規採用者の「組合と共済の同時加入」が実現しなかった単組は、早期加入にむけ、通年で取り組みを実施します。</p> <p>オ 採用 2 年目以降の団体生命共済未加入の若年層に対しては、対象者を明確にした上で、新規採用者と同様の推進を行います。</p> <p>カ 若年層型を利用する県では、通常メニュー（最低保障額）または若年層</p>	新契約	12,441 件	保有契約	277,396 件	新契約	7,063 件	保有契約	22,052 件
新契約	12,441 件								
保有契約	277,396 件								
新契約	7,063 件								
保有契約	22,052 件								

事業推進方針	実行計画
	<p>型を推進します。また、<u>2025年6月以降、本則掛金が適用されることを踏まえ、次年度以降の若年層型の推進方針を確認します。</u></p> <p>キ <u>すべての推進契機において、単組・県本部・県支部・県推進本部が一体となり、家族を含む新規加入の拡大にこれまで以上に注力します。</u></p> <p>ク 「保障額のめやす」「加入のめやす」を活用し、組合員の年齢層や世帯構成、ライフステージに応じた推進活動を展開し、保障のメイン化を進めるとともに、家族加入の拡大をはかります。</p> <p>ケ がん保障・先進医療保障等の充実した医療保障と、手厚い死亡保障・重度障害保障がバランスよく組み合わされた制度が自治労のスケールメリットにより割安な掛金で提供されていることを訴求します。</p> <p>コ 退職後の年金のための積み立て保障として、長期共済・税制適格年金をあわせて推進します。</p> <p>サ 高額化する賠償責任への備えとして、個人賠償責任共済の付帯を推進します。</p> <p>シ 若年層を中心とするすべての既加入者に対し、あらためて共済に加入していることの意義とじちろう共済の優位性を説明する機会を設け、継続的な加入と解約の未然防止につなげます。</p> <p>ス 退職後のライフプランを考える50代を中心に、85歳まで現職中と同じ枠組みで継続可能な制度として、退職者団体生命共済を周知します。</p> <p>ソ 会計年度任用職員等の組合員には、通常メニューの推進を行うことを基本としつつ、賃金水準等で取り組みが困難な場合は、小口型を推進します。</p> <p>セ <u>64歳以上移行確認リスト等を活用し、再任用期間が終了する退職予定者をはじめとするすべての退職予定者（職場を完全に離脱する退職者）を対象に、本人・家族ともに、退職後制度の基軸制度である退職者団体生命共済への移行加入を推進します。これにあたり、割戻金等の組合員利益が拡大すること、単組の事務手数料等の組織利益が拡大することを周知します。</u></p>
<p>【長期共済・税制適格年金】</p> <p>① 定期遺族保障・定期医療保障の基軸が退職者団体生命共済となったこと</p>	<p>ア 新契約と保有契約の年度末時点の到達目標を次の通り設定します。          &lt;長期共済&gt;</p>

事業推進方針	実行計画								
<p>を踏まえ、将来の生活設計の備えとして、団体生命共済とあわせて推進します。</p> <p>② 2026年5月の退職後共済の経過措置の終了を見すえた未加入者の新規加入の促進に取り組みます。あわせて、既加入者の増口に取り組みます。</p> <p>③ 長期共済と税制適格年金のそれぞれの特徴を踏まえた推進を行います。</p>	<table border="1" data-bbox="1189 204 1818 285"> <tr> <td>新契約</td> <td>9,180件</td> </tr> <tr> <td>保有契約</td> <td>159,169件</td> </tr> </table> <p>&lt;税制適格年金&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1189 368 1818 450"> <tr> <td>新契約</td> <td>5,836件</td> </tr> <tr> <td>保有契約</td> <td>54,960件</td> </tr> </table> <p>イ <u>キャンペーン等を活用し、予定利率の優位性や、一定期間経過後は元本割れをしない安全性資産であること、早期加入による資産形成効果のメリットを訴求し、団体生命共済とあわせて推進を行います。</u></p> <p>ウ <u>税制適格年金の節税効果を訴求します。</u></p> <p>エ <u>随時払の活用により資産形成効果がさらに高まることを訴求します。とりわけ再任用を予定している組合員には、退職金を随時払に活用することのメリットを周知します。</u></p> <p>オ <u>年金受給中にも予定利率が適用されることを訴求します。</u></p>	新契約	9,180件	保有契約	159,169件	新契約	5,836件	保有契約	54,960件
新契約	9,180件								
保有契約	159,169件								
新契約	5,836件								
保有契約	54,960件								
<p>【マイカー共済・車両損害補償】</p> <p>① 2025年4月から実施される新制度の変更点や優位性を周知します。</p> <p>② 未加入者に対する新規加入の取り組みを強化します。</p> <p>③ 既加入者に対する同居家族の自動車の追加加入や車両損害補償の新規付帯・増額の推進を強化します。</p> <p>④ 退職を控えた既加入者の継続利用を促進します。</p> <p>⑤ 県支部独自のキャンペーンを設定し、実行します。</p> <p>⑥ こくみん共済coop〈全労済〉が実施するキャンペーン・社会貢献活動に積極的に参加します。</p> <p>⑦ 単組の事務手数料の維持・拡大のため、マイカー共済保有件数38万・車両損害補償付帯率60.6%を継続的にめざします。</p> <p>⑧ <u>団体割引率の維持・拡大をめざし、一層の加入拡大とあわせて、事故防止の啓発活動を強化し、損害率の低下に努めます。</u></p>	<p>ア 新契約と保有契約の年度末時点の到達目標を次の通り設定します。</p> <p>&lt;マイカー共済&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1189 919 1818 1000"> <tr> <td>新契約</td> <td>22,166件</td> </tr> <tr> <td>保有契約</td> <td>371,954件</td> </tr> </table> <p>&lt;車両損害補償&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1189 1088 1818 1169"> <tr> <td>新契約</td> <td>22,892件</td> </tr> <tr> <td>保有契約</td> <td>219,182件</td> </tr> </table> <p>イ <u>2025年4月から実施される新制度により、弁護士費用等補償特約の適用範囲が拡大され、公務中・公用車使用時も補償対象となること、損害調査業務の事業連携に伴い、補償が改善されることなどを周知します。</u></p> <p>ウ <u>団体割引により割安な掛金が適用されることを踏まえ、掛金見積依頼書の提出促進を強化し、未加入者を中心に掛金や補償の優位性を訴求します。とりわけ単組執行部の未加入者には、「単組執行部見積り強化月</u></p>	新契約	22,166件	保有契約	371,954件	新契約	22,892件	保有契約	219,182件
新契約	22,166件								
保有契約	371,954件								
新契約	22,892件								
保有契約	219,182件								

事業推進方針	実行計画				
	<p>間」を設定し、掛金見積書の提出を強く促します。</p> <p>エ 同居の家族にも団体割引が適用されること、退職後も引き続き団体割引が適用されることを周知します。</p> <p>オ 補償の優位性の訴求に際しては、<u>学習会資料や広報宣伝物を活用し、失職防止・起訴防止の取り組みについて周知をはかります。また、事故防止の啓発活動にも取り組みます。</u></p> <p>カ 車両損害補償の推進に際しては、<u>高額化する修理費への備えが必要であることを訴求するとともに、自己負担額の設定やエコノミーワイドを選択肢として提案します。</u></p> <p>キ 自転車賠償責任保険への加入義務化が進んでいることを踏まえ、自転車賠償責任補償特約の付帯を推進します。</p> <p>ク <u>各県支部で「見積もりキャンペーン」「成約キャンペーン」「新規車両付帯キャンペーン」「紹介者キャンペーン」等を設定し、実行します。</u></p> <p>ケ こくみん共済 coop〈全労済〉が実施するキャンペーン・社会貢献活動と県支部独自のキャンペーンを効果的に組み合わせ、掛金見積依頼書の提出促進を通じ、実績につなげます。</p> <p>コ <u>掛金見積書を提出した未加入者には、現在加入中の保険・共済が満期を迎える前の適切なタイミングでクロージングを行います。</u></p> <p>サ <u>事故防止の啓発活動に取り組むとともに、団体割引率の変動要素を注視します。</u></p>				
<p><b>【自賠責共済】</b></p> <p>① 組合員の選択肢と利便性を拡大するため、利用可能なルート of 拡大と組合員への周知をはかります。</p> <p>② 県推進本部と県支部が緊密に連携し、組合員に適切な利用ルートを案内します。</p>	<p>ア 新契約と保有契約の年度末時点の到達目標を次の通り設定します。</p> <table border="1" data-bbox="1189 1086 1818 1174"> <tr> <td>新契約</td> <td>12,824 件</td> </tr> <tr> <td>保有契約</td> <td>25,623 件</td> </tr> </table> <p>イ 全単組と自賠責共済センターの協定書の締結を進めます。</p> <p>ウ 県推進本部と県支部が緊密に連携して車検満期情報を活用するなどし、組合員に適切な利用ルートを案内します。</p> <p>エ <u>利用ルート別の加入リストを活用し、県本部・単組の執行部に対する働きかけを行います。</u></p>	新契約	12,824 件	保有契約	25,623 件
新契約	12,824 件				
保有契約	25,623 件				
<p><b>【火災共済・自然災害共済】</b> <u>(住まいる共済)</u></p>	<p>ア 新契約と保有契約の年度末時点の到達目標を次の通り設定します。</p>				

事業推進方針	実行計画								
<p>① 2024年4月から実施されている新制度の変更点や優位性を周知し、既加入者の確実な新制度への移行と未加入者の新規加入に取り組みます。</p> <p>② 無保障者・保障不足者をなくす取り組みを強化します。</p> <p>③ 特約の付帯拡大に取り組みます。</p> <p>④ 県推進本部と県支部が緊密に連携し、退職者等の契約流出防止に取り組みます。</p>	<p>&lt;火災共済&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1189 240 1818 328"> <tr> <td>新契約</td> <td>5,388 件</td> </tr> <tr> <td>保有契約</td> <td>175,447 件</td> </tr> </table> <p>&lt;自然災害共済&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1189 411 1818 499"> <tr> <td>新契約</td> <td>4,910 件</td> </tr> <tr> <td>保有契約</td> <td>124,395 件</td> </tr> </table> <p>イ 再取得価額による優位な保障、全損認定基準（焼破損割合 70%）による保障範囲の広さ、各種特約の必要性等を周知します。</p> <p>ウ 新制度の実施により、10万円以下の風水害の損害についても支払対象となること、築浅割引適用外となる組合員の掛金優位性が増すことなどを周知します。</p> <p>エ 築浅割引適用外と想定される中高年齢層を中心に、火災簡易見積りツール等を活用し、保障の点検活動を進めます。</p> <p>オ 新規採用者や若年層組合員には、落雷や盗難等への備えの必要性を訴求し、家財保障を中心に推進します。</p> <p>カ 無保障者をなくす取り組みの一環として、「住まいる共済未加入者リスト」を活用した推進を行います。</p> <p>キ 自然災害が激甚化・多発化していることを踏まえ、保障不足者をなくす取り組みの一環として、「自然災害共済ベーシックタイプ未加入者リスト」を活用し、エコノミータイプからの切り替え推進と未加入者推進を行います。</p> <p>ク 特約の付帯拡大をめざし、「特約未付帯者リスト」を活用した推進を行います。</p> <p>ケ 県推進本部との連携を緊密にし、退職者の契約を確実に継続します。</p>	新契約	5,388 件	保有契約	175,447 件	新契約	4,910 件	保有契約	124,395 件
新契約	5,388 件								
保有契約	175,447 件								
新契約	4,910 件								
保有契約	124,395 件								
<p>【交通災害共済】</p> <p>① 団体生命共済の保障を補完する制度として推進します。</p>	<p>ア 新契約と保有契約の年度末時点の到達目標を次の通り設定します。</p> <table border="1" data-bbox="1189 1340 1818 1428"> <tr> <td>新契約</td> <td>3,903 件</td> </tr> <tr> <td>保有契約</td> <td>198,492 件</td> </tr> </table>	新契約	3,903 件	保有契約	198,492 件				
新契約	3,903 件								
保有契約	198,492 件								



事業推進方針	実行計画				
	イ 幅広い保障が手ごろな掛金で利用できることを周知します。 ウ 年齢・健康状態に関わらず加入できることを周知します。 エ 団体生命共済と組み合わせることで、長引く通院等への備えが充実することを周知します。				
<b>【こども保障満期金付タイプ】</b> ① 団体生命共済との同時推進を行い、団体生命共済の子ども契約の拡大につなげます。	ア 新契約と保有契約の年度末時点の到達目標を次の通り設定します。 <table border="1" data-bbox="1189 411 1818 499"> <tr> <td>新契約</td> <td>688件</td> </tr> <tr> <td>保有契約</td> <td>3,642件</td> </tr> </table> イ 「おすすめプラン」作成ツールを活用し、原資割れしない教育資金の積立制度として、団体生命共済との同時推進を行います。 ウ 育児中の組合員に対する特典として、「子ども相談室」が利用可能であることを周知します。	新契約	688件	保有契約	3,642件
新契約	688件				
保有契約	3,642件				
<b>【退職後共済】</b> ① 退職者団体生命共済が退職後制度の基軸制度であることを踏まえ、 <u>年金受給を基本に</u> 推進します。	ア 新契約（移行）の年度末時点の到達目標を次の通り設定します。 <table border="1" data-bbox="1189 750 1818 794"> <tr> <td>新契約（移行）</td> <td>2,517件</td> </tr> </table> イ 退職予定者に対し、退職者団体生命共済の推進とあわせて、年金受給のメリットを周知します。 ウ 終身保障を希望する退職予定者には、終身保障を案内します。	新契約（移行）	2,517件		
新契約（移行）	2,517件				
<b>【介護保障】</b> ① 団体生命共済の保障を補完する制度として推進します。	ア 新契約と保有契約の年度末時点の到達目標を次の通り設定します。 <table border="1" data-bbox="1189 1005 1818 1093"> <tr> <td>新契約</td> <td>240件</td> </tr> <tr> <td>保有契約</td> <td>286件</td> </tr> </table> イ 中高年層の組合員を中心に、介護・死亡・重度障害を組み合わせた終身保障が元本割れなく利用できることを周知します。	新契約	240件	保有契約	286件
新契約	240件				
保有契約	286件				

## 2. 事業推進体制の強化・確立

### (1) 自治労本部と自治労共済推進本部の共同推進の取り組み

事業推進方針	実行計画
① 自治労本部と連携し、本部共済推進委員会を基軸とする共済推進運動を	ア 本部共済推進委員会を定例的に開催します。このなかで、自治労共済推

事業推進方針	実行計画
<p>展開します。</p>	<p>進本部の事業目標、各種制度の取り扱い等の重要事項を協議し、共済推進方針等に反映します。</p> <p>イ じちろう全国共済集会を開催します。</p> <p>ウ 評議会・青年女性部等の横断組織と連携して共済推進活動を展開します。</p> <p>エ 本部労働学校等、次なる運動の担い手を育成する場と連携した共済推進活動を展開します。</p> <p>オ 自治労組合員の保障ニーズを把握し、より良いじちろう共済制度の提供と今後の共済推進運動の強化につなげるため、じちろう共済に関する組合員アンケートを引き続き実施します。</p> <p><u>カ 団体生命共済の新制度実施から 2 年が経過したことを踏まえ、抜本改正議論のなかで本部共済推進委員会が掲げた 2026 年度保有件数目標等の到達状況や課題を確認します。</u></p> <p>キ グループ保険の実態や課題を各県と共有します。</p> <p><u>ク 単組で共済推進運動が一層力強く展開されることをめざし、「新たな共済推進マニュアル」の改訂と周知を行います。</u></p> <p><u>ケ 単組が取り扱うじちろう共済制度の利用、および、マイカー共済の団体割引の適用は、「単組の組合員（構成員）」が要件であることを周知・徹底します。</u></p> <p><u>コ マイカー共済の団体割引率の維持・拡大にむけた対応をはかります。また、事故防止の啓発活動に取り組むとともに、団体割引率の変動要素を注視します。</u></p>
<p>② 各県固有の課題を把握・分析し、実効性のある対策を PDCA サイクルで実行します。</p>	<p>ア 自治労本部と共済本部が共同して各県固有の課題を把握します。</p> <p>イ 各県の課題を分析し、実効性のある対策を協議します。</p> <p>ウ 各県と時期や実施方法を確認の上、対策を実行します。</p>

(2) 自治労県本部と県支部の共同推進の取り組み

事業推進方針	実行計画
<p>① 自治労県本部と連携し、県本部共済推進委員会を基軸とする共済推進運</p>	<p>ア 県本部共済推進委員会を定例的に開催します。このなかで、自治労共済</p>

事業推進方針	実行計画
<p>動を展開します。</p>	<p>推進本部の事業目標、各種制度の取り扱い等の重要事項を協議し、自治労県本部の共済推進方針等に反映します。</p> <p>イ 県別・地連別の共済集会の開催を追求します。</p> <p>ウ 評議会・青年女性部等の横断組織と連携して共済推進活動を展開します。</p> <p>エ 県本部労働学校等、次なる運動の担い手を育成する場と連携した共済推進活動を展開します。</p> <p>オ じちろう共済に関する組合員アンケートの対象となっている県は、自治労組合員の保障ニーズを的確に把握するため、アンケートの配布と回収を行います。</p> <p>カ <u>団体生命共済の新制度実施から 2 年が経過したことを踏まえ、抜本改正議論のなかで県本部共済推進委員会が確認した 2026 年度保有件数目標等の到達状況や課題を確認します。</u></p> <p>キ グループ保険の実態や課題を単組と共有します。</p> <p>ク <u>全単組で共済推進運動が一層力強く展開されることをめざし、「新たな共済推進マニュアル」を活用して単組執行部を中心とした学習会を開催します。</u></p> <p>ケ <u>単組が取り扱うじちろう共済制度の利用、および、マイカー共済の団体割引の適用は、「単組の組合員（構成員）」が要件であることを周知・徹底します。</u></p>
<p>② 単組固有の課題を把握・分析し、実効性のある対策を PDCA サイクルで実行します。</p>	<p>ア 自治労県本部と県支部が共同して単組固有の課題を把握します。</p> <p>イ 単組の課題を分析し、実効性のある対策を協議します。</p> <p>ウ 単組と時期や実施方法を確認の上、対策を実行します。</p> <p>エ <u>団体生命共済の抜本改正から 2 年が経過したことを踏まえ、自治労県本部と単組は、あらためてじちろう共済に取り組む意義を確認します。</u></p>

(3) 各県推進本部と県支部の共同推進の取り組み

事業推進方針	実行計画
<p>① 学習会を年 1 回以上開催し、すべての共同推進種目の推進力を双方で高</p>	<p>ア <u>学習会のなかで、共同推進の意義やあり方を再確認するとともに、県推</u></p>

事業推進方針	実行計画
めあいます。	進本部の自治労職域に対する理解を深めます。また、すべての共同推進種目に対する推進担当者の理解を深め、双方で推進力を高めあいます。
② 定例推進会議を年 6 回以上開催し、数値目標や共同推進における任務分担・スケジュール・推進手法等を確認します。	ア 定例推進会議で確認した任務分担・スケジュール・ <u>推進手法</u> に沿い、共同推進を実行します。 イ 数値目標の達成状況を踏まえ、次なる推進契機の準備を行います。
③ 共同推進の実行状況や好取り組み事例等を共有します。	ア 本部段階で開催される「共同推進に関する役員連絡会議」において、共同推進の全国的な実行状況や課題、好取り組み事例を共有し、全体化をはかります。 イ 地連（統括本部）単位で開催される「統括本部・職域生協統括本部 共同推進に関する事務局会議」を通じ、共同推進の実行状況や課題、好取り組み事例を共有し、意見交換を行います。
④ 県推進本部と県支部の契約管理の役割分担の見直しをはかります。	ア <u>交通災害共済と住まいる共済の契約管理団体が「県推進本部」と「県支部」に分かれている県では、2025 年度中を目途に契約管理団体を「県支部」に一本化できるよう、協議を進めます。</u> イ <u>交通災害共済と住まいる共済の契約管理団体の一本化、および、退職予定者にじちろう退職者団体生命共済に交通災害共済と住まいる共済をセットして案内する取り扱いについて、中期的な課題として検討を進めます。</u>

#### (4) 単組の推進支援・単組の推進力強化の取り組み

事業推進方針	実行計画
① 単組における共済推進活動を支援します。	ア 自治労本部と共済本部は、単組における共済推進活動に資する動画や広報宣伝物等のツールを作成します。 <u>また、わかりやすく使いやすい推進支援ツールと推進資材等を提供します。</u> イ <u>県支部は、じちろう共済ネット・ハッピーちゃんネット等に掲載されている推進支援ツールと推進資材等を活用または周知し、単組における共済推進活動を支援します。</u> ウ 県支部は、県本部・県推進本部と連携し、県独自に作成するツール等を活用または周知し、単組における共済推進活動を支援します。

事業推進方針	実行計画
	<p>エ 県支部は、県本部・県推進本部と連携し、単組の執行部学習会の支援を行います。</p> <p>オ 学習会の支援等に際しては、「新たな共済推進方針」に基づき、「新たな共済推進マニュアル」に沿った共済推進運動が力強く展開されることをめざし、単組執行部に対する働きかけを強化します。</p>
② 単組の共済推進力を強化します。	ア 上記取り組みや日常のオルグ活動を通じ、自律的な共済推進力の強化をはかり、単組の共済推進サイクルの確立を支援します。
③ 単組の新任担当者にじちろう共済に取り組む意義を浸透させるとともに、制度理解を促進します。	ア 単組新任担当者を対象とした研修会を開催し、じちろう共済に取り組む意義を浸透させるとともに、制度理解を促進します。
④ <u>自治労大会に参画し、</u> じちろう共済の優位性や保障の必要性について、単組の理解を促進します。	ア 自治労大会で <u>広報宣伝物等</u> を活用し、じちろう共済の優位性や保障の必要性について単組の理解を促進します。

### 3. 共済推進活動の展開

#### (1) 新規採用者対策・若年層対策

事業推進方針	実行計画
① 新規採用者の団体生命共済への早期全員加入をめざします。	<p>ア 全単組において、新たな共済推進方針に基づき、新たな共済推進マニュアルに沿った共済推進活動を展開します。</p> <p>イ 単組・県本部・県推進本部・県支部が共同し、あらかじめ確認した任務分担やスケジュールに基づき、積極的に新規採用者へのアプローチを行います。</p> <p>ウ 新規採用者には、「組合と共済の同時加入」<u>(5月発効)</u>をめざした説明会等を実施し、申込書の早期全員回収を追求します。</p> <p>エ 新規採用者の「組合と共済の同時加入」が実現しなかった単組は、実現にむけ、通年で取り組みを実施します。</p> <p>オ 若年層型を利用する県では、通常メニュー（最低保障額）または若年層型を推進します。また、<u>2025年6月以降、本則掛金が適用されることを踏まえ、次年度以降の若年層型の推進方針を確認します。</u></p> <p>カ <u>組織加入単組をめざす単組は、「新規加入構成員を対象とした無審査扱による募集方式」の活用を検討します。</u></p>

事業推進方針	実行計画
	<p>キ <u>新規採用者対策に主眼を置いた「単組執行部むけオンラインセミナー」を開催し、単組執行部の参加を募ります。</u></p> <p>ク 団体生命共済とあわせて、早期に加入することが組合員利益の拡大につながる長期共済・税制適格年金の推進を行います。</p> <p>ケ 団体生命共済とあわせて、マイカー共済の制度と掛金の優位性を訴求します。</p>
② 若年層未加入者への団体生命共済の推進を強化します。	ア 採用 2 年目以降の団体生命共済未加入の若年層に対しては、対象者を明確にした上で、新規採用者と同様の推進を行います。
③ 団体生命共済に加入している新規採用者・若年層組合員に対し、制度の優位性等を時期を捉えて説明します。	ア 団体生命共済に加入している新規採用者・若年層組合員には、加入後、一定期間経過後にあらためて共済に加入していることの意義とじちろう共済の優位性を説明する機会を設け、継続的な加入と解約の未然防止につなげます。

## (2) 未加入者対策・既加入者対策

事業推進方針	実行計画
① <u>すべての年齢層の未加入者にじちろう共済各制度の推進を行います。また、すべての年齢層の既加入者の確実な継続加入、および、保障のメイン化につながるよう、じちろう共済各制度を年齢層や世帯構成、ライフステージに応じて推進します。</u>	<p>ア <u>じちろう共済の制度ラインナップを広く組合員に周知し、スケールメリットによる優位性や、組合員利益の最大化をめざしていることを訴求します。</u></p> <p>イ <u>団体生命共済の推進に際しては、「保障額のめやす」「加入のめやす」を活用し、組合員の年齢層や世帯構成、ライフステージに応じた推進活動を展開し、保障のメイン化を進めるとともに、家族加入の拡大をはかります。</u></p> <p>ウ 団体生命共済とあわせて、早期に加入することが組合員利益の拡大につながる長期共済・税制適格年金の推進を行います。</p> <p>エ 団体生命共済とあわせて、マイカー共済の制度と掛金の優位性を訴求します。</p> <p>オ <u>2024 年 4 月から順次実施されている住まいる共済の新制度の変更点やメリットを周知し、無保障者・保障不足者をなくす取り組みを行います。</u></p>

(3) 退職者対策・契約流出防止対策

事業推進方針	実行計画
<p>① 退職時の解約による契約流出防止をはかるため、<u>再任用期間が終了する退職予定者をはじめとするすべての退職予定者</u>に対し、退職後に利用可能なじちろう共済制度の案内を行います。</p>	<p>ア <u>64 歳以上移行確認リスト等を活用し、再任用期間が終了する退職予定者をはじめとするすべての退職予定者</u>に対し、退職後に利用可能な制度を案内します。</p> <p>イ 団体生命共済に加入している退職予定者（職場を完全に離脱する組合員）には、退職者団体生命共済の優位性を訴求し、退職後の継続加入につなげます。</p> <p>ウ マイカー共済に加入している退職予定者には、退職後の継続利用を案内します。</p> <p>エ 住まいる共済に加入している退職予定者には、県推進本部と連携し、退職後の継続利用を案内します。</p> <p>オ <u>50 代の組合員を中心に、セカンドライフセミナーやライフプランセミナーを開催し、じちろう共済制度の利用拡大につなげます。</u></p>
<p>② 在職中の解約による契約流出防止をはかるため、すべての年齢層のじちろう共済利用者に対し、制度の優位性等を時期を捉えて説明します。</p>	<p>ア <u>じちろう共済の制度ラインナップを広く組合員に周知し、スケールメリットによる優位性や、組合員利益の最大化をめざしていることを訴求します。</u></p> <p>イ 団体生命共済に加入している組合員には、あらためて共済に加入していることの意義と制度の優位性を説明し、継続的な加入と解約の未然防止につなげます。</p> <p>ウ 長期共済・税制適格年金に加入している組合員に対しては、積立期間が長期間に及ぶほど有利さが増すことを丁寧に説明します。</p> <p>エ マイカー共済未利用の組合員には、マイカー共済の制度と掛金の優位性を訴求し、他の制度の解約防止につなげます。</p>

(4) 会計年度任用職員等職員対策

事業推進方針	実行計画
<p>① 会計年度任用職員等の組合員には、自治労方針に沿い、通常メニューまたは小口型メニューの団体生命共済を推進します。</p>	<p>ア 会計年度任用職員等の組合員には、自治労方針に沿い、通常メニューの団体生命共済を推進することを基本としつつ、賃金水準等で取り組みが</p>

事業推進方針	実行計画
	<p>困難な場合は、小口型メニューを推進します。</p> <p>イ 団体生命共済の取り組み開始にあたっては、県本部・県支部・県推進本部、および単組または当該団体間で協議を行い、「1団体1メニュー」の原則に沿い、取り組み方針を策定します。</p> <p>ウ 県支部は、事務処理の研修や手続きの案内等を行い、当該団体の取り組み開始を支援します。</p> <p>エ 通常メニューと小口型メニューの違いによらず、団体生命共済に加入すれば、長期共済・税制適格年金をあわせて利用できることを組合員に周知します。</p> <p>オ 単組は、通常メニューと小口型メニューの違いによらず、団体生命共済に取り組むことにより、事務手数料収入によって単組財政の安定化がはかれることを確認します。</p>

(5) 継続募集・スポット募集の取り組み

事業推進方針	実行計画
<p>① 継続募集時の集中的な推進の取り組みにより、全職場・全組合員オルグを追求します。</p>	<p>ア 継続募集時には、単組・県本部・県推進本部・県支部が共同し、あらかじめ確認した任務分担やスケジュールに基づき、説明会や個別相談に対応します。</p> <p>イ 加入率の低い単組では、単組執行部学習会の強化により、執行部の全員加入をめざします。</p>
<p>② 計画的かつ効果的なスポット募集を実施します。</p>	<p>ア <u>スポット募集時には、単組・県本部・県推進本部・県支部が共同し、あらかじめ確認した任務分担やスケジュールに基づき、説明会や個別相談に対応します。</u></p> <p>イ スポット募集実施後は、効果と課題を抽出し、実効性のある対策を協議・確認します。</p> <p>ウ 組織加入県本部・単組においては、「全員加入による助け合いの理念がこれまでの推進努力により実現されていること」や「組織加入の特典」を再確認し、組織加入の維持・強化に注力します。</p>



(6) 加入拡大モデル単組の取り組み

事業推進方針	実行計画
<p>① 全県・全単組の目標達成をめざします。</p>	<p>ア 新規採用者には、「組合と共済の同時加入」(5月発効)をめざした説明会等を実施し、申込書の早期全員回収を追求します。</p> <p>イ 2025年5月から実績集約期間が「5月から翌年4月まで」となることを踏まえ、新規採用者対策の好取り組み事例を早期に捕捉し、共有化をはかります。</p> <p>ウ 県本部・県推進本部・県支部の集中的な取り組みにより、目標件数と未加入者(とりわけ単組執行部)を紐づけして目標達成をめざします。</p> <p>エ 計画的かつ効果的なスポット募集を実施します。</p> <p>オ モデル単組推進費用を効果的に活用します。</p> <p>カ 県本部・県推進本部・県支部は、単組の執行部学習会の支援を行います。</p>
<p>② 単組の共済推進サイクルの確立をめざします。</p>	<p>ア 上記取り組みや日常のオルグ活動を通じ、自律的な共済推進力の強化をはかり、単組の共済推進サイクルの確立を支援します。</p>

(7) 産別統合労組の共済統合の取り組み

事業推進方針	実行計画
<p>① 自治労本部方針に沿い、産別統合労組の共済統合をめざします。</p>	<p>ア 総合共済未取り組みの産別統合労組に対しては、産別統合時の自治労本部の方針を踏まえ、協議を進められる単組から協議を進めます。</p>

4. 自治労共済推進本部(共済本部・県支部)における推進強化の取り組み

事業推進方針	実行計画
<p>① 職域生協統括本部と連携した取り組みを行います。</p>	<p>ア 職域生協統括本部から提案される方針・施策に沿い、各種活動に取り組みます。</p> <p>イ 全労済本部から組織討議に付される事項については、自治労共済推進本部として意見集約を行い、職域生協統括本部を通じて意見反映を行います。</p> <p>ウ 職域生協統括本部と連携し、この間、全労済本部に意見反映を行ってきた意見・要望等の実行状況を確認します。</p>

事業推進方針	実行計画
	<p>エ 2024 年 11 月以降、セット共済掛金の口座振替方式を導入し、チェックオフに課題のある単組の共済利用開始を促進します。</p> <p>オ じちろう共済ネット・ハッピーちゃんネットの掲載内容を整理し、推進支援ツールと推進資材の活用促進をはかります。</p>
<p>② 2023 年度始期の県支部職員の配置定数が 2.0 未満となる県支部を支援県支部と位置づけ、財政、人、業務の支援を実施するとともに、各県に固有の課題を抽出し、課題の解消をはかります。</p>	<p>ア 財政支援として、小規模県支部支援特別運営費を県支部に支出します。</p> <p>イ 人的支援として、推進企画を実行するために必要な職員を共済本部から派遣するなどし、推進の強化をはかります。</p> <p>ウ 業務支援として、作業負荷の高いじちろうマイカー共済の掛金見積り業務、および、申込書の作成業務を共済本部が代行します。</p> <p>エ 支援県支部には、共済本部が財政的支援、人的支援、業務支援を実施するとともに、共同推進の実行状況や組織事情を確認するなどして各県固有の課題をより丁寧に抽出・分析し、課題の解消をはかります。</p>
<p>③ 団体生命共済（現職契約）の保有契約が対前年で 350 件以上減少、かつ、減少率が全国平均を上回っている県支部を団体生命共済・重点県支部と位置づけ、各県に固有の課題を抽出し、課題の解消をはかります。</p>	<p>ア 団体生命共済・重点県支部には、共済本部が共同推進の実行状況や組織事情を確認するなどして各県固有の課題をより丁寧に抽出・分析し、課題の解消をはかります。</p>
<p>④ オンライン推進の確立にむけた取り組みを行います。</p>	<p>ア 短時間で閲覧可能な動画の充実化をはかります。</p> <p>イ オンライン推進に必要な機材や環境の整備をはかります。</p> <p>ウ こくみん共済 coop（全労済）本部のお役立ち DX 戦略の展開を注視し、職域生協統括本部と連携して必要な対応や意見反映を行います。</p>
<p>⑤ 地連内の連携を強めます。</p>	<p>ア 地連県支部事務局長会議を定例的に開催し、推進や事務上の課題、および、課題の解消策を共有します。</p>
<p>⑥ 共済本部と県支部の担当者の知識・技能の向上をはかります。</p>	<p>ア 共済本部内部の研修会や各種会議等を通じ、共済本部の担当者の知識と技能の向上をはかります。</p> <p>イ 県支部の担当者研修会や業務担当者会議等を通じ、県支部の担当者の知識と技能の向上をはかります。</p>